

# 第1章 地方財政の基礎知識

## 1. 国と地方の関係

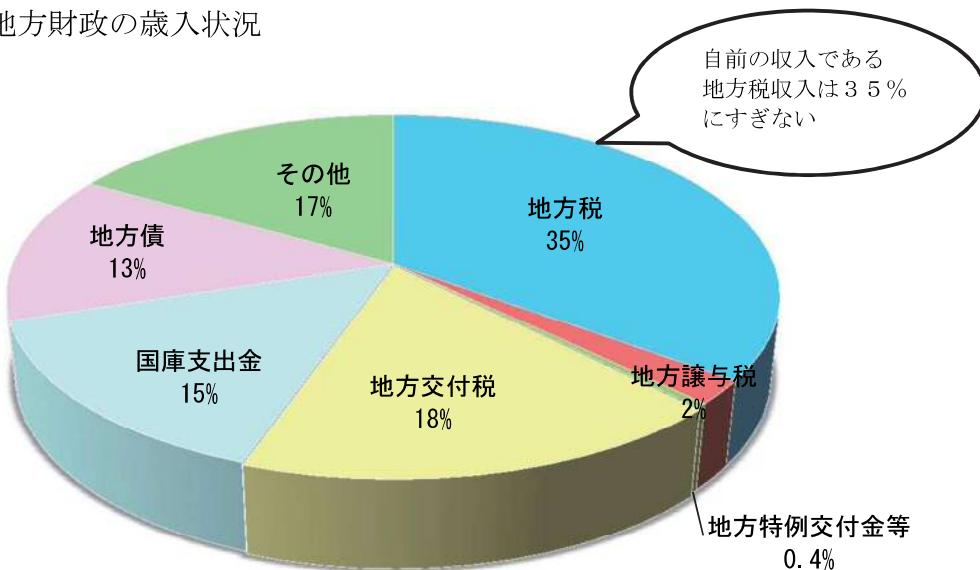
### (1) 私たちの生活を支える地方自治財政

#### a. 国と地方の財政の仕組み

①地方公共団体は市町村ごとに地方税や国からの移転財源により行政サービスを行っています。一方、国は国税により行政サービスを行っています。

②地方税は地域間の税収のかたよりが大きいので、税収の多い自治体と、少ない自治体では行政サービスに使えるお金に差が出て、住民サービスに大きな差が出ます。そのため、国から地方に税金の再分配を地方交付税をというかたちで交付しています。

#### b. 平均的な地方財政の歳入状況



(※ 総務省資料による)

平均的な地方自治体の歳入は、住民からの税収である地方税が35%、国からの財政配分である地方交付税が18%、国からの支出金である国庫支出金が15%、借金である地方債が13%となっています。

地方自治体の財政状況は、地方税などの自主財源が少なく、国からの財政支出に大きく依存していることが分かります。

国民が受ける行政サービスの財政負担は、国と地方が担っています。

### (2) 地方行政の役割分担

福祉政策、学校教育、消防、警察、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民の生活に密着した行政はその多くが地方自治体で実施されています。

地方行政は都道府県、市町村により権限の範囲が異なります。

国と都道府県、市町村が行う行政事務の分担は下記のようになります。

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<input type="checkbox"/> 高速自動車道 <input type="checkbox"/> 国道(指定区間) <input type="checkbox"/> 一級河川	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 私学助成(大学)	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 医師等免許 <input type="checkbox"/> 医薬品許可免許	<input type="checkbox"/> 防衛 <input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 通貨
都道府県	<input type="checkbox"/> 国道(その他) <input type="checkbox"/> 都道府県道 <input type="checkbox"/> 一級河川 (指定区間) <input type="checkbox"/> 二級河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 市街化区域、 調整区域決定	<input type="checkbox"/> 高等学校、 特殊教育学校 <input type="checkbox"/> 小・中学校教員 の給与・人事 <input type="checkbox"/> 私学助成 (幼～高) <input type="checkbox"/> 公立大学 (特定の県)	<input type="checkbox"/> 生活保護 (町村の区域) <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 職業訓練
市町村	<input type="checkbox"/> 都市計画等 (用途地域、 都市施設) <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> 準用河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/> 小・中学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 生活保護 (市の区域) <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿処理 <input type="checkbox"/> 保健所 (特定の市)	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 消防

(※ 総務省 地方財政関係資料による)

基本的には地方の行政は地方自治体の財源で実施することが前提ですが、財源が国からの特定補助金により実施される事業もあります。

特に社会保障費や学校教育費などは国の補助を受けていますが、地方自治体の負担が多くなっています。

地方自治法では、地方自治体の役割として「住民の福祉の増進を図ることを基本」(第1条の2) としています。

大規模な市は政令指定都市、中核市、特例市に分類され、これらの市には都道府県から行政事務の権限委譲が行われています。一方、権限移譲に見合う必要な財源は国から地方交付税の増額で補助されています。

埼玉県下では政令指定都市のさいたま市、中核市として川越市、特例市として所沢市他5市が指定されています。

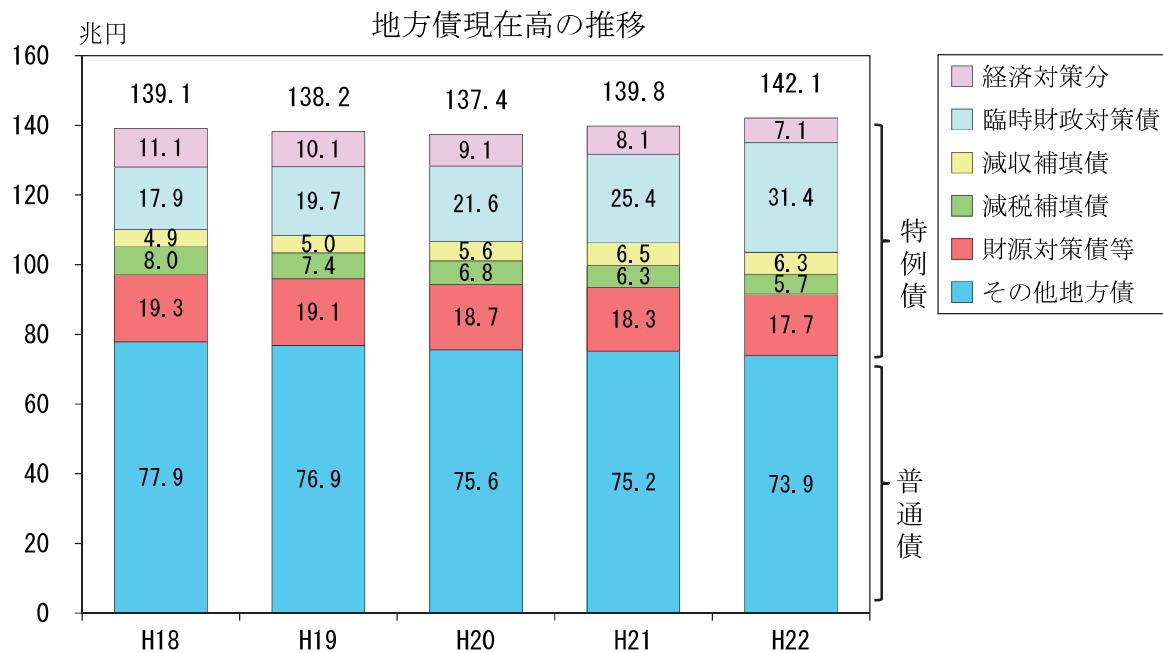
本白書では財政の数字を隣接の富士見市、ふじみ野市、志木市、新座市の4市と比較していますが、三芳町と隣接している川越市と所沢市は市の規模が大きく異なるため、比較の対象から外しています。

### (3) 地方債現在高の推移

国の借金である国債は、平成22年度末で約759兆円と残高が年々増加しています。一方、地方自治体の借金である地方債残高も年々増加し、平成22年度末残高は約142兆円になっています。

地方債には公共施設の建設や道路整備など、特定の目的に使う「普通債」と、歳入の不足を補うための「特例債」があります。

特に最近では歳入不足により、「特例債」である「臨時財政対策債」の発行が増加し、平成22年度の地方債の残高は地方自治体の歳入総額の1.46倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の2.63倍に達しています。



(※総務省資料による)

### (4) 地方財政を保障する地方交付税制度

歳入の見込額が、国が定める歳出基準を下回った自治体の財源を保障するため、国が補助を行うのが地方交付税制度です。

ではどのような基準で交付税を支給するのか。この基準が「単年度財政力指数」と呼ばれる指数です。

「単年度財政力指数」は下記の式から算出されます。

$$\text{単年度財政力指数} = \frac{\text{自治体の地方税収入の見込み } ①}{\text{自治体を運営するために必要な費用 } ②}$$

①自治体の地方税収入の見込み（基準財政収入額）

概ね、当該年度の各自治体の地方税収の見込額に0.75を乗じて算出された額です。

## ②自治体を運営するために必要な費用（基準財政需要額）

各々の自治体の人口、面積、児童数、道路の延長距離及び面積等から自治体の運営に必要な基礎的な金額を算出し、更に国が決めた係数を乗じた金額です。即ち、各自治体を運営するために標準的に必要とされる費用で、年度ごとに総務省が見直しをします。

このように算出された「単年度財政力指数」が1を下回り、税収入だけでは基本的な運営が出来ない自治体は交付団体となり、次の式で算出された金額が普通地方交付税として国から補填されます。

$$\text{普通地方交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

「単年度財政力指数」が1を超えた自治体、つまり基本的な自治体の運営を地方税収入でまかなえる場合は不交付団体となり、普通地方交付税は交付されません。なお、三芳町は不交付団体です。

## （5）不交付団体のメリット・デメリット

①メリットは自治体運営に必要な「基準財政需要額」を超えた税収は、その自治体独自の施策に使う余裕があります。

更に、税収が増加した場合は、増加分の全てが自由に使える財源となります。

②デメリットは景気の悪化などで税収が減少した場合には、その減収分に見合うだけの歳出を減らさなければなりません。良くも悪くも税収の増減がそのまま財政に影響を与えることになります。

③またデメリットとは言えませんが、財源に余裕があると過信し、不要な投資や事業内容の精査が甘くなり、無駄な支出が増える可能性があります。

更に不交付団体の場合は交付税がないだけでなく、例えば学校耐震化工事などの国や県から補助金が出る事業でも、交付団体に比べると補助率が低くなります。「財政力指数」が1を大きく超えている場合は問題はありませんが、1ぎりぎりの場合には、対象の補助事業がどの程度あるかによって異なりますが、補助事業の補助金が少なくなり、場合によっては交付団体が有利になる可能性もあります。

## 2. 三芳の財政

### (1) 三芳町は地方交付税不交付団体

埼玉県の不交付団体と単年度財政力指数

自治体名	平成22年度	平成23年度
戸田市	1. 305	1. 238
朝霞市	1. 011	0. 973
和光市	1. 037	0. 996
八潮市	1. 001	0. 979
三芳町	1. 051	1. 028

三芳町も  
不交付団体の  
ひとつ

(※ 総務省財政カードによる)

平成23年度で、都道府県においては東京都のみ不交付団体、市町村では、全体の3.3%、58団体が不交付団体となっています。

三芳町も不交付団体で、平成23年度の「単年度財政力指数」は「1.028」まで落ち込み、交付団体の一歩手前です。

かつては三芳町は裕福と思われていました。平成19年度は「1.252」でしたが年々下降して現在に至っています。

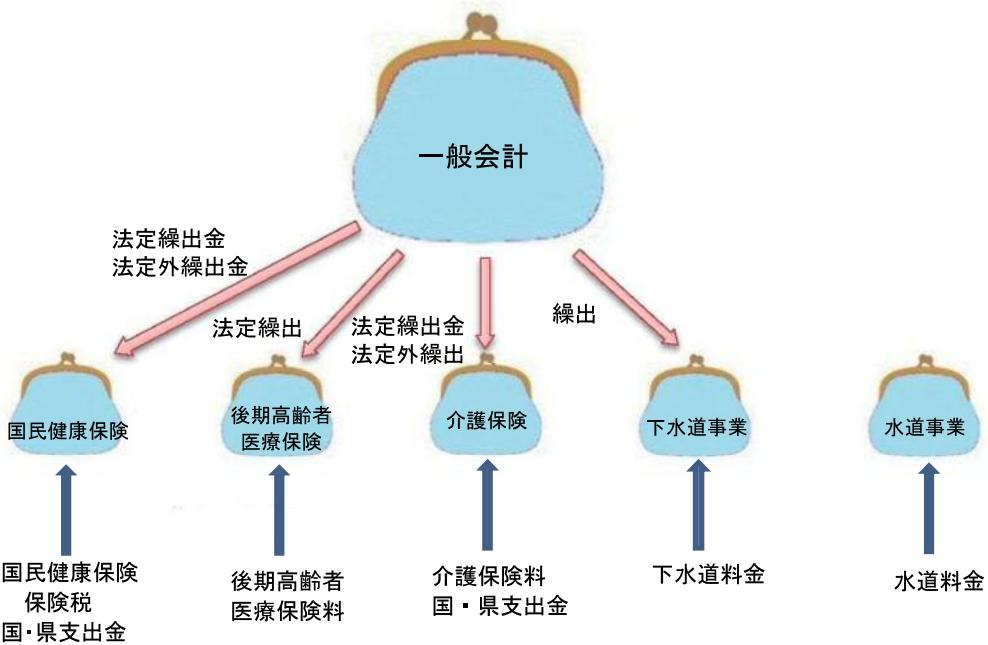
### (2) 平成23年度 三芳町の全会計の決算状況

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	差引 形式収支
一般会計	12,498,237	11,843,544	654,693
特別会計	国民健康保険	4,458,671	246,800
	介護保険	1,446,624	44,558
	後期高齢者医療	272,044	2,370
	下水道事業	969,604	38,258
水道事業	691,801	708,397	-16,596
全会計合計	20,336,981	19,366,898	970,083

Q：上の表が三芳町の全会計の決算状況なの

A：そうです。「一般会計」「特別会計」「公営企業（水道事業）」の3会計に分かれ総額で約203億円規模のお金が動いています。



Q : 3つの会計はどう違うの

A : ①一般会計は町の基本的な歳入・歳出の全てが計上されています。歳入が 125 億円、歳出が 118 億円で総額の 61 % を占めています。

②特別会計は「国民健康保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」「介護保険特別会計」「下水道事業特別会計」の 4 つです。総額の 35 % を占め、歳入が 71 億円、歳出が 68 億円あります。

③水道事業会計は他の会計と異なり、企業会計になっています。  
水道事業会計は 7 億円規模で総額の 4 % を占めています。

Q : 何故バラバラに管理するの、一緒にしておけばよいのに

A : ①一般会計は町民の税金収入を多数の行政サービスに使います。特別会計の収入は特定の目的のために町民から徴収します。例えば、国民健康保険税、介護保険料、下水道料金です。その目的に正しく利用されたかどうかを明確にするために、別々の会計なのです。

その他、独立採算的な性格を有する公営企業会計、これは水道の管理会計です。

②例えば国民健康保険特別会計をみると、町民からの保険税で治療費など色々な費用をまかなうのですが、保険税だけでまかなおうとすると町民から多額の保険税が必要となります。そこで町民の保険税負担を軽減するために町が補助金（繰入金）を支給しています。従って特別会計と一般会計は繋がっています。